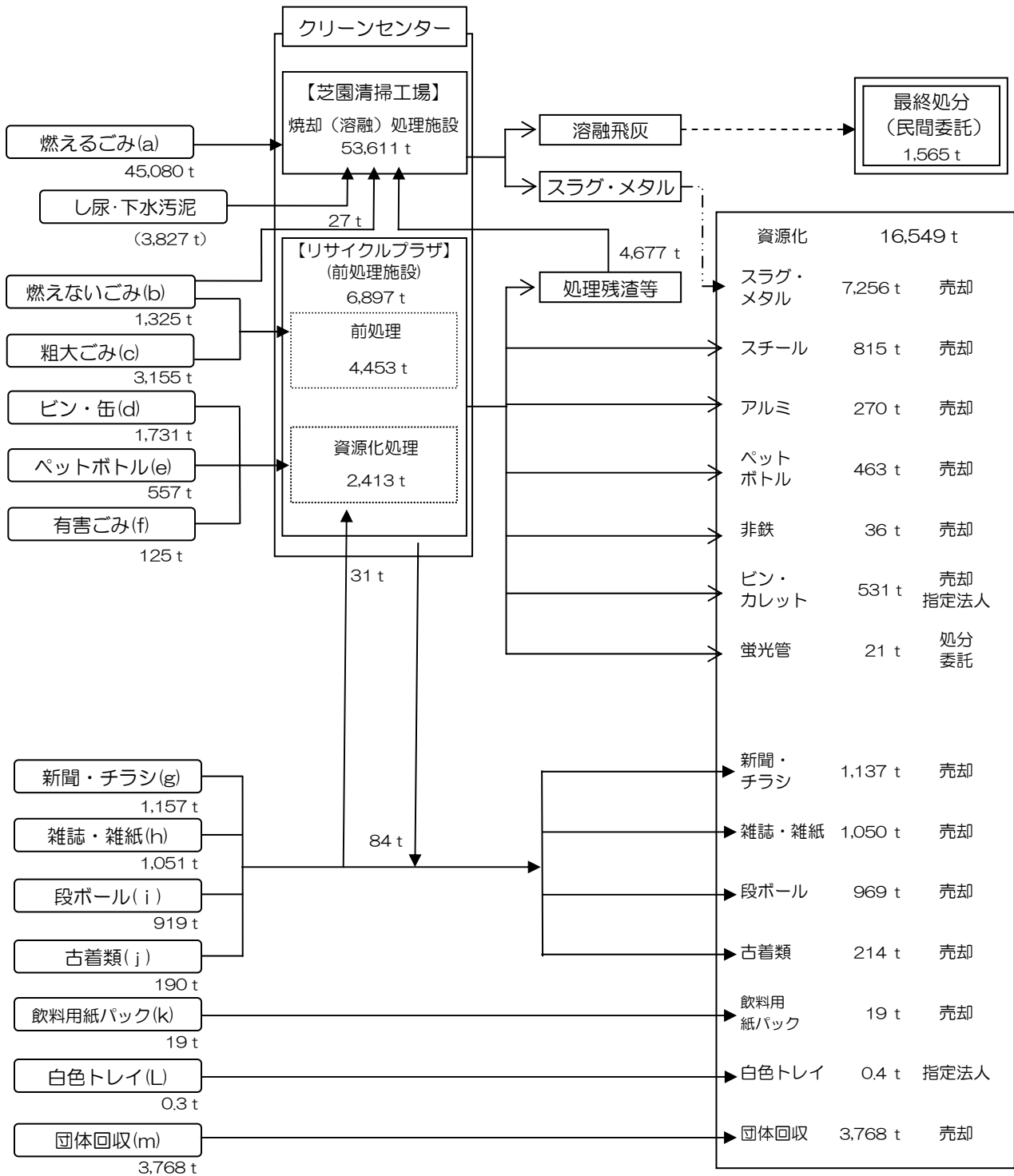


第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理・処分の現状

(1) ごみ処理・処分の流れ



※収集した資源物は保管分や資源化できないものがあるため、処理量と一致しない場合があります。

※ごみ総排出量 59,077t = (a)~(m)の合計

図 2.1 ごみ処理の流れ (平成 22 年度実績)

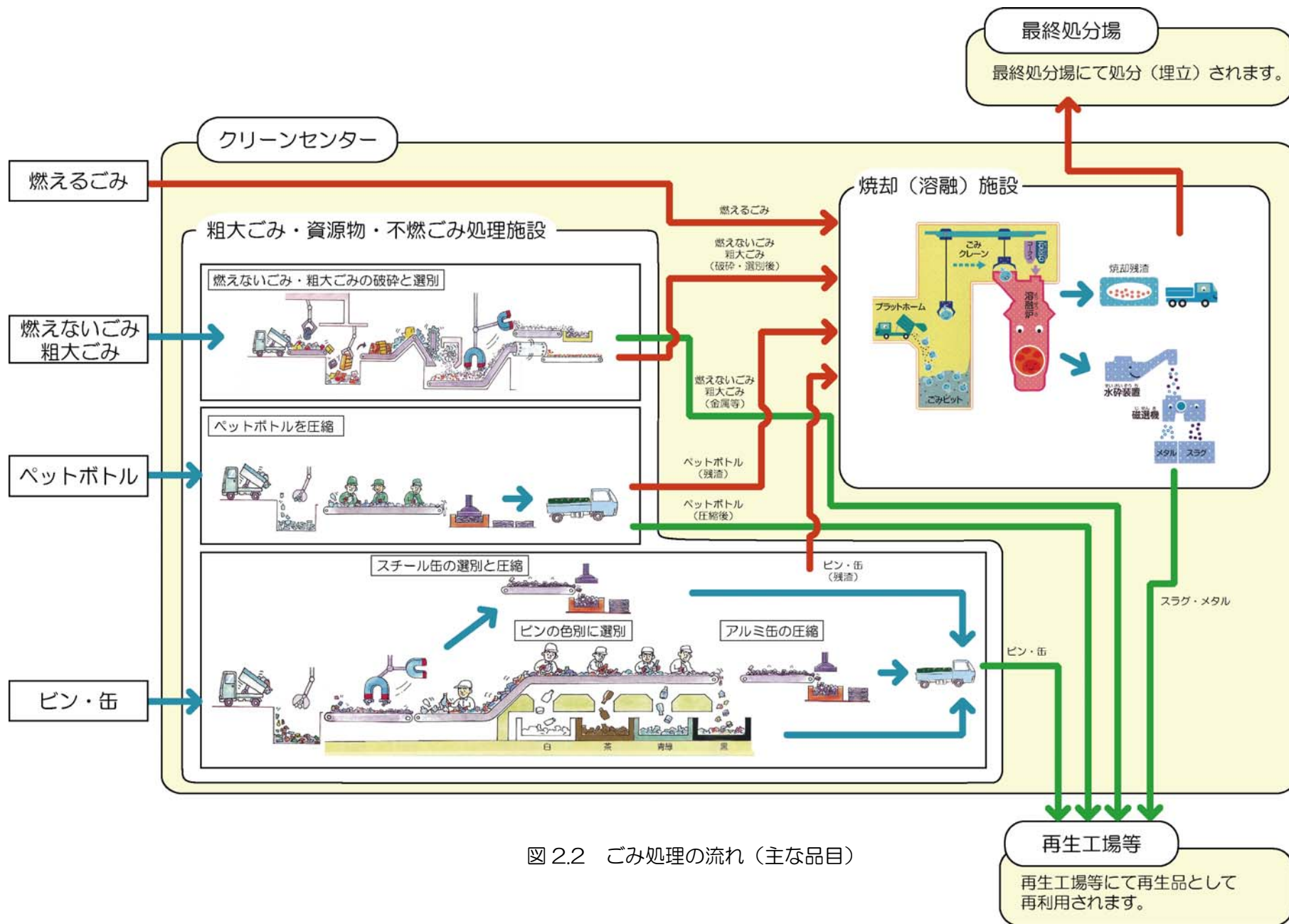


図 2.2 ごみ処理の流れ（主な品目）

(2) 現有施設の状況

①焼却（溶融）処理施設

表 2.1 焼却（溶融）処理施設

施設名	芝園清掃工場
所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
処理能力	219 t/日（73 t/日×3 炉）
処理方法	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
稼働年月	平成 14 年 11 月

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

表 2.2 粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

施設名	リサイクルプラザ（前処理施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
処理能力	49.65 t/5 h （粗大 15.65t/5h、不燃 19.05t/5h、ペットボトル 4.85t/5h、ビン・缶 10.1t/5h）
処理方法	破砕および選別（手選別を含む）
稼働年月	平成 8 年 4 月

③一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

表 2.3 一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

施設名	リサイクルプラザ（再生施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
設置室	再生室 再生品保管室 リサイクル作業室 会議室・研修室 掲示・ロビーコーナー
稼働年月	平成 8 年 6 月

(3) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量は年々減少しており、平成18年度と比較すると平成22年度の総排出量は、約8,400t減少しました。また、1人1日あたりのごみ排出量についても、平成18年度と比較すると平成22年度は185g減少しています。

表 2.4 ごみ排出量の実績

区分		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
a 計画収集人口(常住人口)		人	158,632	159,812	160,603	162,099	165,148	
総排出量	排出量	b 家庭系ごみ量	t/年	43,215	41,832	40,459	40,517	39,448
		c 事業系ごみ量	t/年	18,682	18,171	18,088	16,850	15,861
		d ごみ排出量計 (b+c)	t/年	61,897	60,003	58,547	57,367	55,309
		e 団体回収量	t/年	5,534	5,486	5,047	4,399	3,768
	f 総排出量 (d+e)	t/年	67,431	65,489	63,594	61,766	59,077	
	g 1人1日あたりの家庭系ごみ量 (b/a/365)		g/人・日	746	717	690	685	654
h 1人1日あたりの総排出量 (f/a/365)		g/人・日	1,165	1,123	1,085	1,044	980	

※常住人口は毎年度3月31日現在の人数

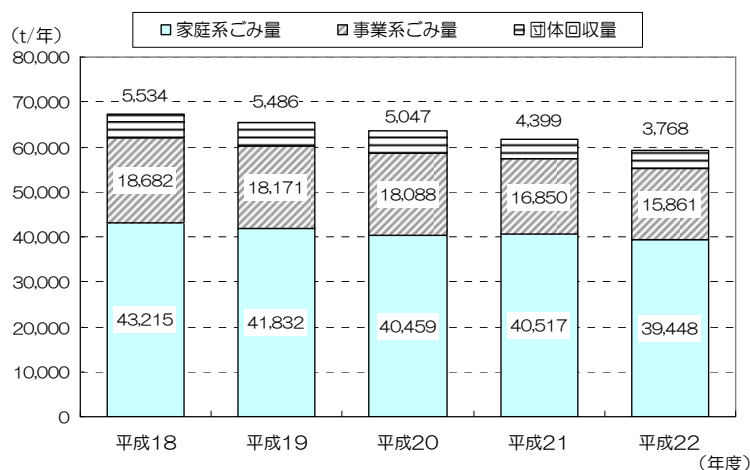


図 2.3 ごみ排出量の推移

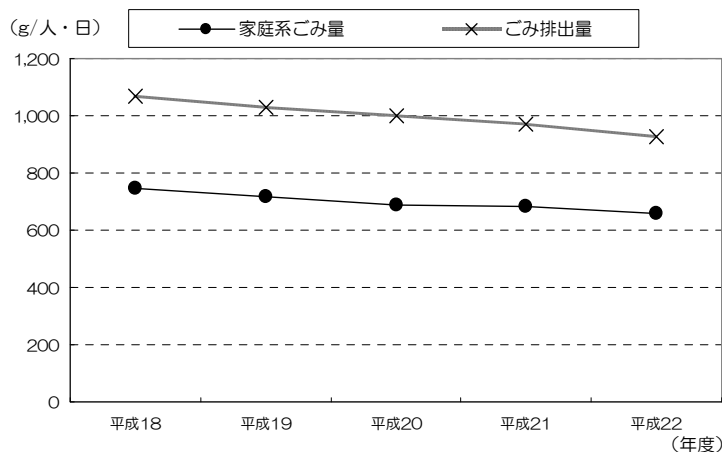


図 2.4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(4) 中間処理量の実績

①前処理施設

前処理施設では、ビン・缶、ペットボトル、燃えないごみ、粗大ごみ等について再資源化処理を行っています。ビンは色ごとに、缶は原材料別ごとに選別を行っています。ペットボトルについては圧縮・梱包を行っています。また、燃えないごみ、粗大ごみの一部にも資源物が含まれているため、破碎・選別を行い、資源物を回収しています。

ごみおよび資源物の排出量の減少に伴い、前処理施設の処理量は、減少傾向が見られます。

表 2.5 前処理施設における処理量

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
処理量	t/年	7,499	7,341	7,183	6,822	6,897

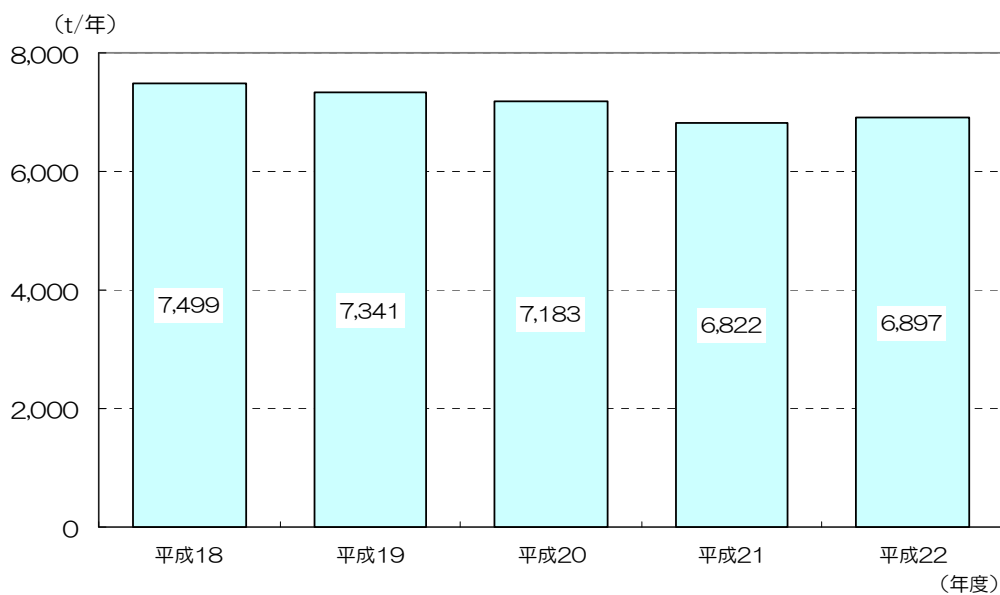


図 2.5 前処理施設における処理量の推移

②焼却（溶融）処理施設

本市の清掃工場は、炉を高温（1,700℃～1,800℃）にし、ごみを溶融して処理を行う「ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉」方式を採用しています。

この溶融炉は焼却灰が少なく、また、ダイオキシン類の発生を基準値の10分の1に抑えるなど、環境負荷の低減に配慮した施設となっています。

なお、焼却（溶融）処理施設では、分別収集された燃えるごみのほかに、前処理施設で発生する処理残渣を焼却（溶融）処理しています。

ごみの排出量の減少に伴い、処理量は減少傾向が見られます。

表 2.6 焼却（溶融）施設における処理量

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
処理量	t/年	54,128	52,966	53,029	50,812	49,784

※焼却処理量にし尿・下水道汚泥は含まない。

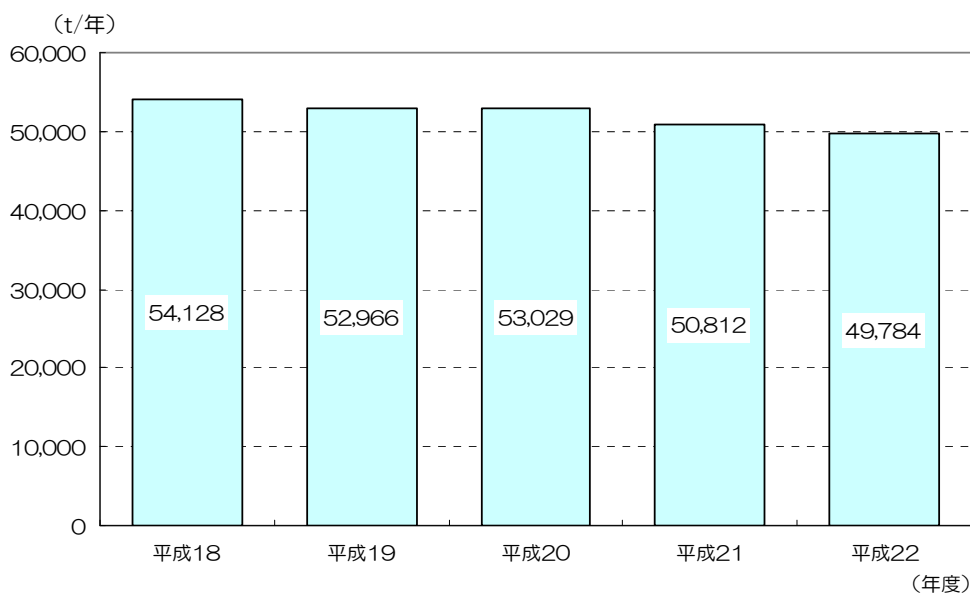


図 2.6 焼却（溶融）処理量の推移

(5) リサイクルの実績

現在、資源物の分別収集、前処理施設における選別、有価物の団体回収、焼却（溶融）施設からのスラグ・メタルの回収により再資源化を行っています。旧清掃工場稼働時に 21.6%（平成13年度）の再生利用率であったものが、現在の清掃工場になり、スラグ・メタルの再資源化が図られ、平成18年度で 30.9%、平成19年度で 28.6%となり、その後は、ほぼ横ばいの傾向となっています。

表 2.7 再生利用量の推移

	単位	平成13年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
選別資源量	t/年	9,429	7,768	7,037	5,981	6,567	5,525
団体回収量	t/年	5,158	5,534	5,486	5,047	4,399	3,768
スラグ・メタル	t/年	—	7,505	6,225	6,887	6,039	7,256
合計	t/年	14,587	20,807	18,748	17,915	17,005	16,549
再生利用率	-	21.6%	30.9%	28.6%	28.2%	27.5%	28.0%

※選別資源量：古紙類、紙パック、古着類、白色トレイ、剪定枝チップ、スチール、アルミ、ピン・カレット、ペットボトル、非鉄、蛍光管の量

※再生利用率：(選別資源量+団体回収量+スラグ・メタル) / 総排出量×100

※平成13年度は旧清掃工場稼働時の数値

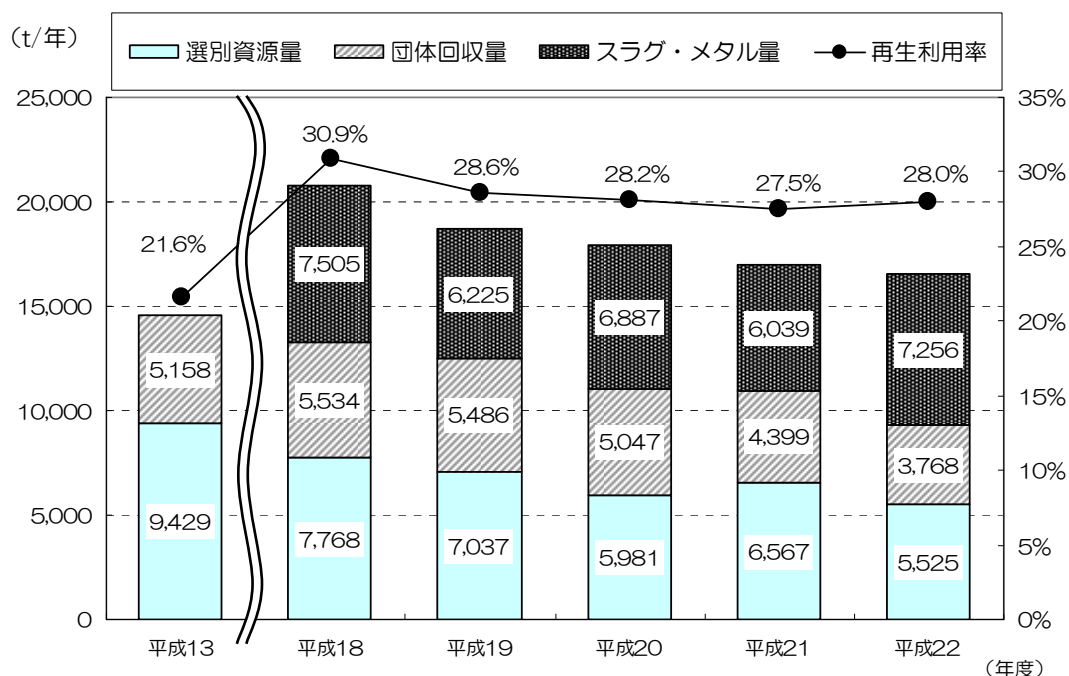


図 2.7 再生利用量と再生利用率の推移

(6) 最終処分量の実績

焼却処理をしていた旧清掃工場では、年間約 7,000 t（平成13年度）の最終処分量でありましたが、溶融処理を行う現清掃工場では、年間 1,600 t 前後まで減少し、最終処分量の削減に大きな成果が上がっています。また、最終処分率についても、10.3%（平成13年度）であったものが、おおむね 2.5% 前後で推移しています。

過去5年間の推移をみると、現清掃工場における最終処分量および最終処分率は、ほぼ横ばいとなっています。

表 2.8 最終処分量および最終処分率

	単位	平成13年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最終処分量	t/年	6,951	1,694	1,592	1,604	1,672	1,565
最終処分率※	—	10.3%	2.5%	2.4%	2.5%	2.7%	2.6%

※最終処分率：最終処分量 ÷ 総排出量（団体回収量を含む）× 100

※平成13年度は旧清掃工場稼働時の数値

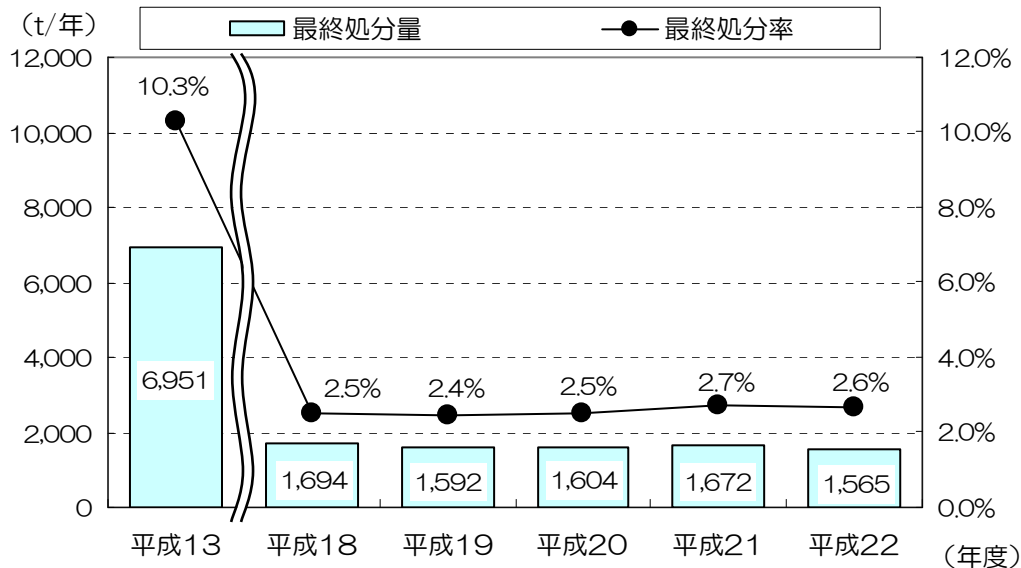


図 2.8 最終処分量と最終処分率の推移

(7) ごみ質

平成22年度における燃えるごみの組成は、紙類が約50%となっており、プラスチック類が約24%、厨芥類（生ごみなど）が約11%となっています。

組成割合の高い紙類の内訳としては、紙くずが一番多く、次いで雑誌類となっています。資源物として出せる紙も多く見受けられます。

表 2.9 燃えるごみの組成

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
紙類	41.4%	41.7%	45.4%	56.0%	49.8%
厨芥類	14.0%	12.7%	11.8%	8.3%	10.5%
プラスチック類	32.4%	31.6%	28.4%	20.2%	23.7%
その他	12.2%	14.0%	14.4%	15.5%	16.0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%
低位発熱量 (kcal/kg)	2,300	2,920	2,760	2,550	2,690

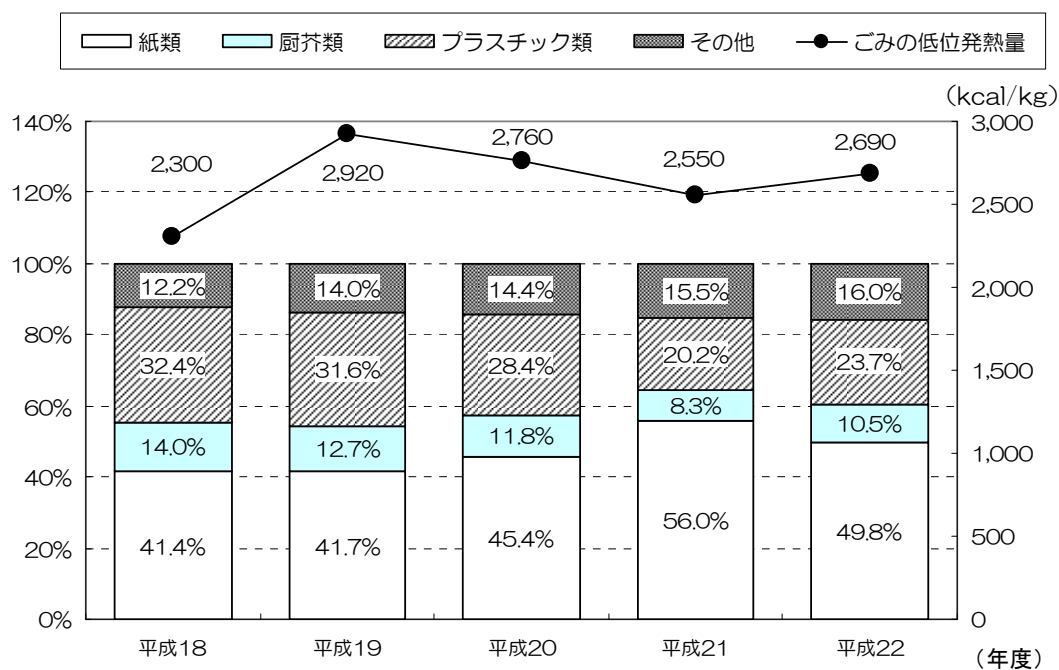


図 2.9 燃えるごみの組成の推移

2 資源物収集および啓発事業

(1) 資源物収集

ごみ集積所における資源物収集として①ビン・缶、②新聞・チラシ、③雑誌・雑紙、④段ボール、⑤飲料用紙パック、⑥古着類、⑦ペットボトルに分別し、週1回の収集を行っています。また、公民館等の拠点にて、⑧食品用白色発泡トレイを回収しています。

(2) 有価物回収運動奨励事業

①雑ビン、②再利用ビン、③カレット、④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥新聞・チラシ、⑦雑誌・雑紙、⑧飲料用紙パック、⑨段ボール、⑩古着類を有価物として回収しています。

表 2.10 資源物収集量および有価物回収量の実績

単位：t

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
資源物 収集量	ビン・缶	1,921	1,829	1,747	1,682	1,694
	新聞・チラシ	2,326	1,929	1,494	2,033	1,128
	雑誌・雑紙	1,451	1,304	1,139	1,120	1,051
	段ボール	868	858	864	900	919
	飲料用紙パック	20	19	19	20	19
	古着類	240	224	198	195	190
	ペットボトル	511	534	540	540	556
	白色トレイ	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3
	小計	7,338	6,698	6,002	6,490	5,557
有価物 団体 回収量	雑ビン	0	1	0	0	0
	再利用ビン	12	12	12	10	9
	カレット	71	78	80	75	68
	アルミ缶	46	45	49	46	44
	スチール缶	21	22	21	19	19
	新聞・チラシ	3,297	3,196	2,867	2,440	2,029
	雑誌・雑紙	1,168	1,167	1,065	919	742
	飲料用紙パック	28	31	32	31	28
	段ボール	709	747	743	703	692
	古着類	182	187	178	156	137
	小計	5,534	5,486	5,047	4,399	3,768

(3) リサイクルプラザ啓発事業

リサイクルプラザではリサイクルについての様々な啓発事業を実施しています。

平成 22 年度においては、約 9,000 人がリサイクルプラザを見学し、約 300 人が利用しました。また、リサイクルプラザでは、再生品の販売・提供、体験教室、リサイクル品情報の登録等を行っています。

表 2.11 リサイクルプラザ啓発事業

		単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
リサイクルプラザ見学	見学者	人	8,132	8,068	7,281	8,402	9,017
	利用者	人	431	492	421	327	310
再生品販売数		点	1,436	1,237	1,264	1,459	1,393
再生品提供数		点	170	177	213	157	161
体験教室	開催数	回	31	35	34	29	25
	参加者	人	306	448	389	395	410
リサイクル品情報 ゆずります		件	144	109	69	70	62
サービス登録件数 ゆずってください		件	35	36	24	28	25

(4) ごみゼロ運動

1 都 10 県が実施するごみゼロ運動に合わせて、各地域によるごみゼロ運動を実施しています。ごみゼロ運動については、習志野市をきれいにする会が主体となり、各自治会への連絡取りまとめを行い、平成 22 年度においては、約 22,000 人がごみゼロ運動に参加しました。

表 2.12 ごみゼロ運動の参加者

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
参加者	人	14,202	21,330	15,304	19,453	22,172
収集量	kg	11,688	34,560	15,520	24,600	30,428

3 ごみ処理経費の実績

1年間にかかるごみ処理経費は、平成22年度で約20億4,200万円となっています。

ごみ処理経費と1人あたりの処理経費については、平成20年度まで増加傾向でしたが、平成21年度以降は減少しています。ごみ総処理量が減少する一方、ごみ処理経費が人件費やごみの収集経費など大幅な減少が望めないものであるため、1tあたりの処理経費が相対的に増加しています。

表 2.13 ごみ処理経費の実績（年間経費）

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画収集人口(常住人口)	人	158,632	159,812	160,603	162,099	165,148
ごみ総処理量※	t	71,983	70,459	68,530	66,312	62,904
ごみ処理経費	千円	1,997,693	2,021,227	2,090,270	2,084,874	2,042,346
1人あたりの処理経費	円	12,593	12,648	13,015	12,862	12,367
1tあたりの処理経費	円	27,752	28,687	30,502	31,440	32,468

※ごみ総排出量+し尿・下水道汚泥量

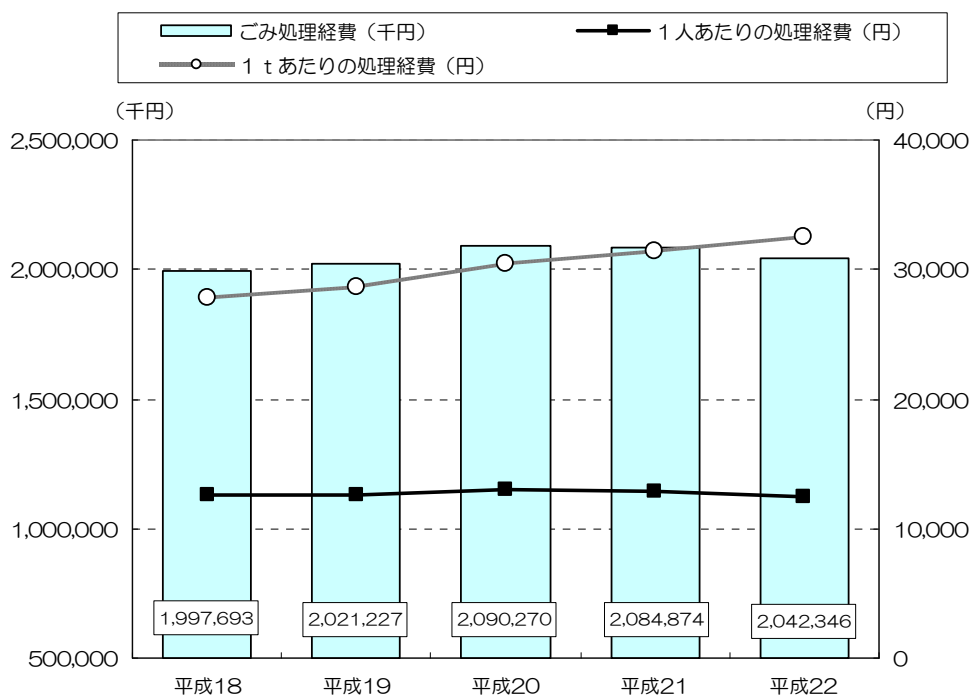


図 2.10 ごみ処理経費の推移

4 ごみ処理の現状と課題

(1) 分別

①現状

本市では、ごみの分別方法として、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶・ライター、アスベストを含む家庭用品）」、「資源物（ビン・缶、ペットボトル、古紙（新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙、飲料用紙パック）、古着類）」の5種類に分類しています。その他、食品用白色発泡トレイは公民館等の拠点で回収を行っています。

②課題・問題点

市で実施しているごみ質分析の結果では、紙やペットボトルなどの資源物が燃えるごみに混入している例が多く見られます。このように分別のルールが徹底されていない実情がありますので、今後も啓発等により分別の大切さを認識してもらい取り組みを、継続的に実施して行きます。

また、分別を細分化するにあたっては、ストックヤードや処理ラインの整備を行うなど、効率的に分別ができるように取り組んで行きます。

【現状】

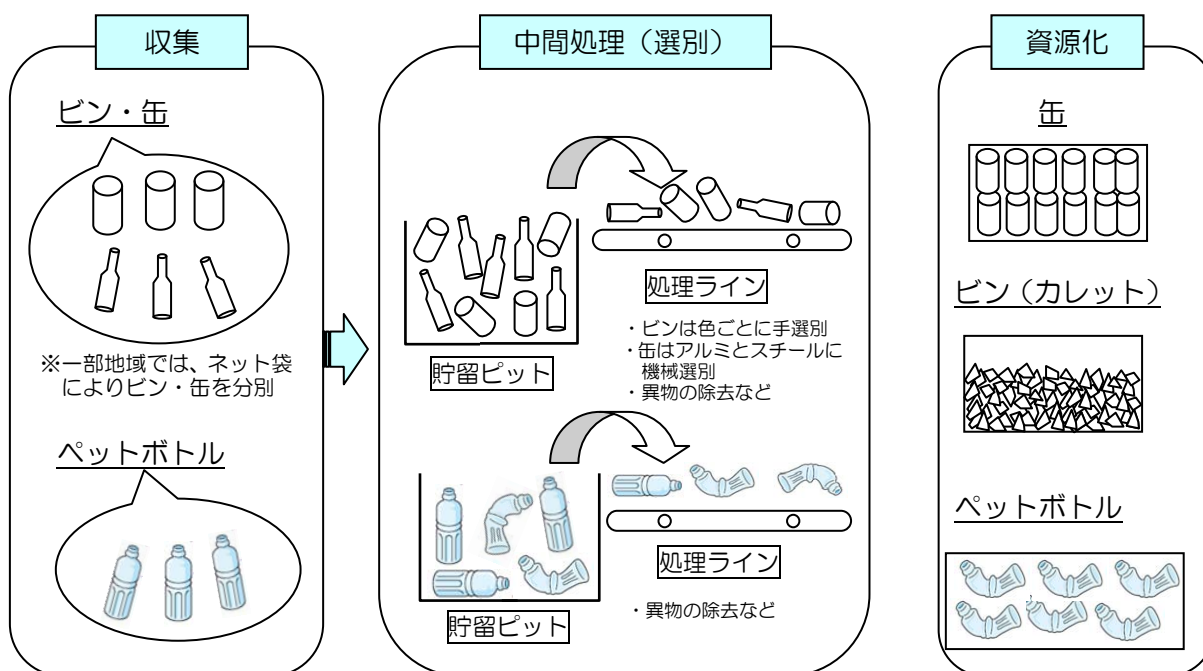


図 2.11 資源物の選別処理ラインの状況

(2) 排出

①現状

本市の平成18年度と平成22年度のごみの総排出量を比較すると、約8,400 t（約12%）減少しており、平成22年度の1人1日あたりのごみ排出量は、980 g/人・日となっています。

近隣市においても同様に、ごみの総排出量は減少傾向にあります。

表 2.14 ごみ排出量の実績

区分		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
a 計画収集人口(常住人口)		人	158,632	159,812	160,603	162,099	165,148	
総排出量	排出量	b 家庭系ごみ量	t/年	43,215	41,832	40,459	40,517	39,448
		c 事業系ごみ量	t/年	18,682	18,171	18,088	16,850	15,861
		d ごみ排出量計 (b+c)	t/年	61,897	60,003	58,547	57,367	55,309
	e 団体回収量	t/年	5,534	5,486	5,047	4,399	3,768	
	f 総排出量 (d+e)	t/年	67,431	65,489	63,594	61,766	59,077	
g 1人1日あたりの家庭系ごみ量 (b/a/365)		g/人・日	746	717	690	685	654	
h 1人1日あたりの総排出量 (f/a/365))		g/人・日	1,165	1,123	1,085	1,044	980	

※表 2.4 の再掲

表 2.15 近隣市のごみ総排出量の状況

団体名	平成18年度	平成22年度	1人1日あたりのごみ総排出量(平成22年度)
単位	t/年	t/年	g/人・日
習志野市	67,431	59,077	980
船橋市	246,224	215,509	969
八千代市	66,815	58,193	839
佐倉市	62,172	57,309	911
流山市	58,265	55,951	925
浦安市	75,111	65,758	1,089
千葉県全体	2,459,632	2,197,401	969

※1人1日あたりのごみ総排出量は県市区町村別人口数(月報)の年度末の常住人口で算出

②課題・問題点

ごみの排出量が減少することにより、中間処理費の削減、中間処理施設の延命、最終処分量の減少など、ごみ処理全般において様々なメリットが発生します。平成18年度から平成22年度の5年間で、ごみの発生量が約12%減少していますが、今後のごみ排出量の削減のための取り組みを継続的に行い、さらにごみ排出量を低減して行きます。

(3) 収集・運搬

①現状

家庭系ごみのうち、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」は集積所収集方式で収集を行っています。ごみ集積所は利用者の責任で管理し、清掃等が行われています。「粗大ごみ」については、申し込みによる有料戸別収集を行っており、食品用白色発泡トレイは、公民館等にて拠点回収を行っています。

ごみの出し方については、燃えるごみ・燃えないごみは市指定袋の他、透明・半透明の袋でも回収を行っています。有害ごみや資源物については、透明・半透明の袋や紐でしばって出していただいています。さらに、一部の地域において、試行的にペットボトル、飲料用缶について、専用ネット袋による分別収集をしています。

近隣市の状況を見ると、ほとんどが本市と同様に集積所方式および拠点回収にて収集を行っていますが、浦安市では燃やせるごみ・燃やせないごみ・紙類・有害ごみ・粗大ごみについて戸別収集を導入しています。

ごみの出し方については、近隣市の多くは指定袋等を採用していますが、八千代市はさらに指定袋代金の一部にごみ処理費用が含まれている、いわゆるごみ処理費の有料化制度を導入しています。

②課題・問題点

一部地域で、ペットボトル、飲料用缶の専用ネット袋での試行回収を行っていますが、収集体制、収集後の処理、収集車の増車やストックヤード・処理ラインの整備など様々な課題があります。

また、高齢化社会をむかえるにあたり、集積所までごみを運ぶことが困難となる世帯が増えることが想定されるため、将来の人口推計を見据えながら、ごみ集積所のあり方やごみの収集方法について検討し、より良い収集・運搬体制の構築に取り組んでいきます。しかしながら、それらの課題を解決していくためには、多くの費用が必要となります。

(4) 中間処理

1) 焼却（溶融）処理

①現状

燃えるごみや中間処理で発生する処理残渣等については、芝園清掃工場（直接溶融処理施設）で焼却（溶融）処理をしています。工場では、処理に伴って発生する熱を電気、冷暖房、給湯などに利用するほか、焼却（溶融）処理の過程で生成されるスラグ・メタルの再資源化を行っています。

芝園清掃工場には1日あたり73tの処理能力のある炉が3つありますが、その炉の平成22年度における稼働率は約77%（(1号炉263日+2号炉310日+3号炉273日)/365日×3炉）となっており、高稼働率で運転を継続しています。このことから、今後、施設の老朽化が進むにつれて、清掃工場の修理や点検の頻度が上がり、炉を止めて対応したときに、処理容量の余裕が持たなくなり、突発的な事に対して対応ができなくなる恐れがあります。そのためにも、ごみの減量化を進めていく必要があります。

②課題・問題点

溶融処理施設は、高稼働率で運転している状況が続いており、長期間の点検・補修などが難しい状態となっています。また、稼働にあたり、助燃材としてコークスを投入していますが、最近のコークス価格の高騰により、処理費用に占める助燃材費用の割合が高くなっています。地球環境保全の観点からも、ごみの水分量を減少させる施策や一般のごみと同様に処理ができる産業廃棄物の受入れといった施策など、様々な対応を検討し、可能な限りコークス投入量を抑え、二酸化炭素発生量の抑制に取り組んでいきます。

溶融処理過程で発生するスラグについては、その全てを有価売却し再生利用しています。今後も安定的にスラグを有価売却できるよう民間等と協力して、再生利用技術の開発やスラグ製品の活用先の確保に向け取り組んでいきます。

当該施設は平成14年11月に稼働し、9年が経過しており、老朽化が進んでいます。これまで施設の整備については予防保全を行う定期補修費を抑制し、事後保全を行ってきたため、未実施の整備が積み残されています。施設の安定的な稼働のためには、予防保全を行うことが必要であり、そのため具体的な整備計画となる長寿命化計画の策定が必要です。今後、循環型社会形成推進地域計画を策定し、国の承認を受け、循環型社会形成推進交付金を活用しながら、長寿命化計画の策定に取り組んでいきます。

2) リサイクル

①現状

粗大ごみ、燃えないごみ、資源物、有害ごみについては、クリーンセンター内の前処理施設において、一部破碎した後選別を行い、資源として再生利用しています。また、焼却（溶融）施設により発生したスラグ・メタルについても資源として再生利用しています。

これら再生利用と、団体回収による直接資源化をあわせた再生利用率は、平成22年度において28.0%となっています。なお、千葉県内の近隣市の再生利用率は18.9～23.8%となっており、近隣市と比較して高い再生利用率を確保しています。

②課題・問題点

前処理施設の状況としては、近年、ビン・缶から軽量のペットボトルの使用量が増え、ペットボトルの貯留ピットの容量が不足してきています。また、運ばれてきた資源物を処理するラインは、「ペットボトル」と「ビン・缶」の2ラインを設けていますが、資源の細分化を考えると不足している状況であり、処理ラインの改修やストックヤードの整備等、資源の細分化ができるよう取り組んでいきます。

しかしながら、ストックヤードの整備にあたっては、クリーンセンター敷地内に残存している旧清掃工場の解体が必要です。また、リサイクルプラザは平成8年度から稼働し、平成23年度現在で、稼働開始後約15年が経過しているため、今後、施設を維持し長寿命化を図るために、計画的な維持管理に取り組んでいきます。

(5) 最終処分

①現状

最終処分量は、平成 18 年度から平成 22 年度の5年間で、約 129 t（約 7.6%）減少しました。本市ではごみを溶融処理していることから、ごみ排出量に対する焼却残渣（灰）が少なく、最終処分率は 2.4%～2.7%の範囲で安定しています。

千葉県内の近隣市の最終処分率は、3.8%～11.2%となっており、本市の最終処分率は近隣市と比較して低い最終処分率を維持しています。

②課題・問題点

最終処分については、他地域へ運搬し処分している状況にあります。そのため、今後も最終処分量の削減に努め、埋立量を減少させるとともに、東日本大震災後の状況変化を踏まえ、リスク分散の観点から、新たな最終処分場の確保も検討すべき段階に至っているといえます。

また、喫緊の問題としては、東日本大震災後における放射性物質の対応として、当分の間、清掃工場から出る溶融飛灰等に対する放射性物質の含有調査を継続的に取り組んでいきます。

(6) その他（排出ルールについて）

①現状

適切なごみの分別や集積所の管理等については、排出者である市民の皆様が取り組んでいますが、“ルールどおりの分別がなされていない”、“収集時間を守らない”、“収集日を守らない”など、基本的なルールを守れない方がいます。

また、それらが原因となり、カラスなどによりごみが散乱し、集積所の清潔さが損なわれてしまっています。

②課題・問題点

分別・排出のルールについては、これまでもパンフレットの配布やホームページに、ごみの出し方 50 音別分類表を掲載するなどの取り組みを行ってきましたが、排出ルール周知のためには一層の努力が必要と考えます。また、ごみ処理についてより関心を持っていただくような、新たな施策を進めていきます。

5 前回の一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況

(1) 前回計画の数値目標

前回の一般廃棄物処理基本計画（以下、前回計画と示す。）の数値目標を以下に示します。

表 2.16 前回計画の数値目標

	平成 23 年度 (前回中間目標)	平成 32 年度 (前回最終目標)
1人1日あたりのごみ総排出量	1,146 g/人・日	1,017 g/人・日
再生利用率	33.0 % 以上	36.0 % 以上
最終処分率	3.0 % 以下	3.0 % 以下

※ごみ総排出量は、団体回収量を含む。

(2) 前回計画中間目標と平成 22 年度実績の比較

ごみ排出量については、平成 22 年度実績において既に平成 23 年度目標を達成しています。

再生利用率については、平成 22 年度実績において平成 23 年度目標である 33.0%以上から 5 ポイントの開きがあり、平成 23 年度に目標を達成することは難しい状況となっています。

最終処分率は、平成 22 年度実績で 2.6%となっており、平成 23 年度目標である 3.0%以下を達成しています。

表 2.17 平成 22 年度実績と前回計画中間目標との比較

	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (前回計画中間目標)
1人1日あたりのごみ総排出量	980 g/人・日	1,146 g/人・日
再生利用率	28.0 % 以上	33.0 %
最終処分率	2.6 % 以下	3.0 %

※ごみ総排出量は、団体回収量を含む。

(3) 前回計画最終目標と平成 32 年度単純予測の比較

ごみ排出量については、このままの減少傾向が維持されることにより最終目標が達成できると見込まれます。

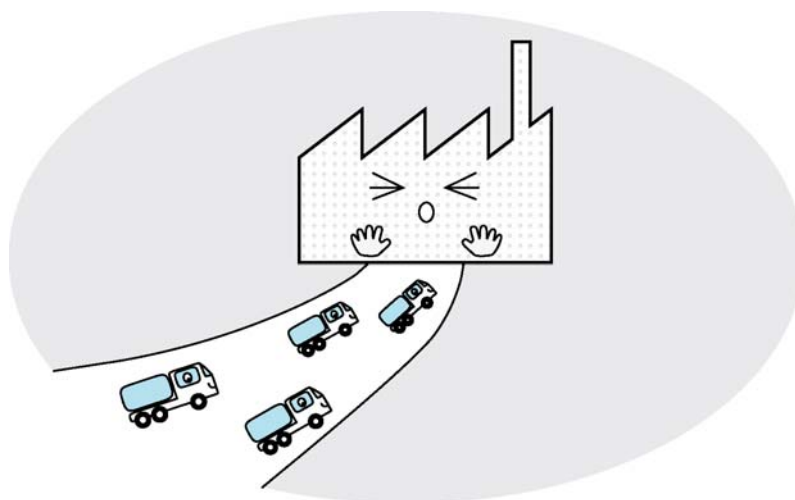
再生利用率については、景気低迷や商品の軽量化等による資源化量の減少により年々低下しています。単純予測でも今後低下していくものと予測されており、このままでは、最終目標の達成は困難であると考えられます。

最終処分率は、今後も 3.0%以下で推移されると予測され、最終目標を達成できると見込まれます。

表 2.18 前回計画目標および単純予測*結果

	平成 32 年度 (前回最終目標)	平成 32 年度 (単純予測)
1 人 1 日あたりのごみ総排出量*	1,017 g/人・日	910 g/人・日
再生利用率	36.0 % 以上	25.8 %
最終処分率	3.0 % 以下	2.6 %

※単純予測：現在の清掃工場が本格稼働した平成 15 年度からの実績をもとに、過去 5 年間のごみ総排出量の変動の傾向を考慮し、最終的に将来のごみ総排出量を予測しています。



(4) 前回計画の施策の評価

前回計画における施策についてのこれまでの取り組みを、以下のとおり評価し示しました。今後の方向性において継続するものであっても、事業の見直しを行いつながり取り組んでいきます。

〔評価判定〕

○：事業を実施し効果をあげたもの。

△：事業の効果を向上させる途上にあるものまたは、今後検討が必要なもの

×：計画したが事業を実施しなかったもの

① 減量化・資源化の推進

	施策	取り組み	評価	今後の方向性
発生抑制	生ごみ処理容器等購入費補助金の助成	年々申請件数が低くなっており、継続して使用をする人があまり見られないため、平成21年度で生ごみ処理容器・機器についての補助金を休止しました。	△	見直し
	買い物袋持参の普及促進	平成20年度より3年間マイバックキャンペーンを実施し、ごみの454kg減量、CO ₂ 1,408kgの削減を図りました。	○	継続
	過剰包装の抑制	3Rに関するポスターや市広報紙等による啓発を行いました。	△	継続
	大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	大型店に協力をいただき、店内放送によって、清潔できれいなまちづくりへの啓発放送を行いました。	△	継続
	家庭ごみ収集の有料化	ごみの排出量に応じた負担の公平化やごみの減量化等を図る施策の1つとして、検討をしていきます。	×	検討
	事業系ごみの手数料の見直し	事業系ごみについては、事業者によるその処理経費の負担として処理手数料を徴収していますが、手数料については平成23年5月に見直しを行いました。	○	継続
再使用	イベントの開催支援	毎年11月頃に開催されるガスフェスタにおいて、マイバック作りを行い3Rの推進を図りました。また、町会・自治会が行う美化活動への啓発物資の貸出しおよび提供を行いました。	△	継続
	リサイクルプラザでの再生・販売の推進	各種イベントに参加し、再生品を提供しました。また、不用品に関する情報交換の場を提供しました。	○	継続
再生利用	剪定枝のチップの有効活用	平成19年度まで試行的に剪定枝チップ化を実施しました。しかしながら、費用対効果およびチップの有効利用について課題があり休止しています。	×	見直し
	体験教室を通じた再生利用の推進	せっけん作り、傘でマイバック作り、ガラス細工他を開催しました。	○	継続
	グリーン購入の推進	地球温暖化防止の施策の一つとして、環境にやさしいグリーン購入の啓発を行いました。	△	継続
	バイオマスエネルギーの検討	収集方法、収集体制、コスト面など様々な課題をクリアしなければならず、取り組みができませんでした。	×	継続

② 市民・事業者・市の3者協働

	施策	取り組み	評価	今後の方向性
市民が進める3R	分別排出の徹底	集積所に決められたルールに基づき、 ①燃えるごみ、②燃えないごみ、③粗大ごみ、④資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙、飲料用紙パック、古着類、食品用白色発泡トレイ）、⑤有害ごみ（蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶・ライター、アスベスト含有家庭用品）に分別しごみを排出しています。 しかし、ルールが守られていないことがあるため、今後も継続的な啓発が必要です。	△	継続
	リサイクル活動の促進	有価物を分別回収した登録団体に対し、奨励金を交付し、リサイクル活動を推進しました。	○	継続
事業者が進める3R	社員教育の充実	各企業による取り組みとなっており、充実度を把握することができませんでした。	×	見直し
	多量排出事業所における減量化対策	毎年5月末までに多量排出事業者に対し、減量化・資源化計画書を提出してもらい、計画に基づき、ごみの排出抑制、適正処理の取り組みが実施されました。	○	継続
	事業系ごみのリサイクル	多量排出事業所については、減量化・資源化計画書を提出してもらうことにより、資源化の取り組みが実施されました。多量排出事業者以外の中小事業者等の取り組みが課題となっています。	△	継続
市が進める3R	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	「ごみの出し方」案内チラシの全戸配布、広報紙や環境白書への掲載、ごみの出し方 50 音別分類表・地区別収集カレンダーのHPへの掲載を行いました。	○	継続
	ごみ減量・資源化の啓発	広報紙による3R推進の啓発、小学校4年生における清掃工場の見学、リサイクルプラザにおけるリサイクル体験教室の開催などを行いました。	○	継続
	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	有価物を分別回収した登録団体に対し、1kgあたり4円の奨励金を交付しました。また、回収事業者に対し、1kgあたり4円の補助金を交付しました。	○	継続
	庁内リサイクル活動の推進	コピー用紙・プリンター用紙については、裏紙や再生紙を使うなど、減量化等に取り組みました。	△	継続
	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	1都10県が一斉に実施するごみゼロ運動に合わせて、習志野市をきれいにする会を中心に、各地域によるごみゼロ運動を実施しました。また、連合町会の協力により、歩きたばこ・ポイ捨て防止街頭キャンペーンを実施しました。その他、歩きたばこ・ポイ捨て防止に関する啓発・清掃活動に取り組む団体に対し、啓発物資を提供、貸出しを行いました。	○	継続
	習志野市廃棄物の処理および清掃に関する条例の見直し	ごみの「排出者責任」を明確にするために、粗大ごみの収集・処分経費の一部に受益者負担を導入し、ごみの減量化を図りました。また、クリーンセンターに自己搬入されるごみの処理手数料の見直しを行いました。	○	継続

③ 適正な処理の実施

	施策	取り組み	評価	今後の方向性
収集・運搬体制の整備	指定袋使用の徹底	現在、透明・半透明の袋であれば、レジ袋等でも捨てることのできるようになっていたため、指定袋使用の徹底には至りませんでした。	×	検討
	ごみ集積所の設置等に関する指導	平成 22 年度末現在、約 2,900 箇所の集積所が設置され、維持管理などは集積所の利用者で行われています。不法投棄防止看板を必要な方に配布しました。	○	継続
	集積所の適正な管理等に関する指導	広報紙やホームページにごみの出し方 50 音別分類表・地区別収集カレンダーを掲載し、ごみの出し方の周知やマナーの徹底を図りました。また、必要に応じて職員による直接指導を行いました。	○	継続
	効率的な収集・運搬の検討	燃えるごみは委託、燃えないごみ・有害ごみは直営、資源物は委託・直営による混合収集運搬を行いました。	○	検討
	自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別排出指導	ごみの自己搬入の際に受付において、搬入者住所の確認を徹底するとともに分別排出の指導を行いました。	○	継続
	環境負荷の低減	現在、使用している 19 台の車両のうち 12 台が天然ガス車となっています。今後も切り替え時期に低公害車の導入を目指します。	○	継続
	運搬許可業者への適正指導および要望等の把握	2 年ごとの更新を行い、必要に応じ指導を実施しています。	○	継続
適正な中間処理	芝園清掃工場の効率的運営と情報提供	焼却処理施設の適正な維持管理を行い、焼却処理によるごみの適正処理を行いました。また、処理状況を広報紙やホームページなどを通じて情報を提供しました。	○	継続
	スラグ・メタルのリサイクル	溶融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却しました。	○	継続
	サーマルリサイクルの推進	ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用し、工場内の電力の一部を賄いました。	○	継続
	リサイクルプラザの効率的な運営	再生品の販売・提供、体験教室、リサイクル品情報の登録等様々な啓発を行いました。	○	継続
	不燃物再選別による資源回収	燃えないごみの再選別を行い、燃えないごみに含まれる資源の回収を行いました。	○	継続
	ストックヤードの整備	現在、収集体制の変更を含めたストックヤード用地の確保等整備に向けた検討を行っています。	×	検討
	災害時の廃棄物対策	災害が発生した時の対応として、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」および「災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定」を締結しています。災害時のごみ処理に関する計画の策定は、今後の課題となっています。	△	検討

④ 最終処分量の削減

	施策	取り組み	評価	今後の方向性
最終処分量の削減	最終処分量の削減	スラグ・メタルの資源化については、引き続き実施しました。	○	継続
	最終処分場用地の確保	最終処分については、現在、秋田県鹿角郡小坂町・群馬県吾妻郡草津町・銚子市へ委託により処理をおこないました。リスク分散の観点から、新たな処分場の確保の検討が今後必要となります。	△	継続



6 基本方針

(1) 基本理念

本市では、循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成

(2) 基本方針

3Rを推進し、ごみの減量化を一層進めて行きますが、今後の基本方針としては、これまで示してきたごみ処理の状況および顕在化している問題点、単純予測結果および前回計画の数値目標の達成状況を踏まえて、ごみの再資源化についての取り組みが重要であると考えます。

基本方針1 再生利用率の向上

- ・市民・事業者・行政が一体となり、分別を徹底させることにより、再生利用率向上を目指します。

基本方針2 排出ルールの徹底

- ・啓発を積極的に行い、市民・事業者の意識の高揚を図り、排出ルールの徹底に向けた施策に取り組みます。

(3) 数値目標

① 1人1日あたりのごみ総排出量

芝園清掃工場で溶融処理が必要となるごみが、平成22年度は約49,784t排出されています。現在のごみ量では、炉にかかる負担が大きく、また、故障等により炉が停止した場合には、ごみを4日程度しか貯留できない状態です。そのため、更なるごみの減量が必要であることから、1人1日あたりのごみ総排出量の10%削減を目指します。

[1人1日あたりのごみの総排出量の数値目標]

1人1日あたりのごみ総排出量を平成33年度までに平成22年度比 **10%削減**を目指します。

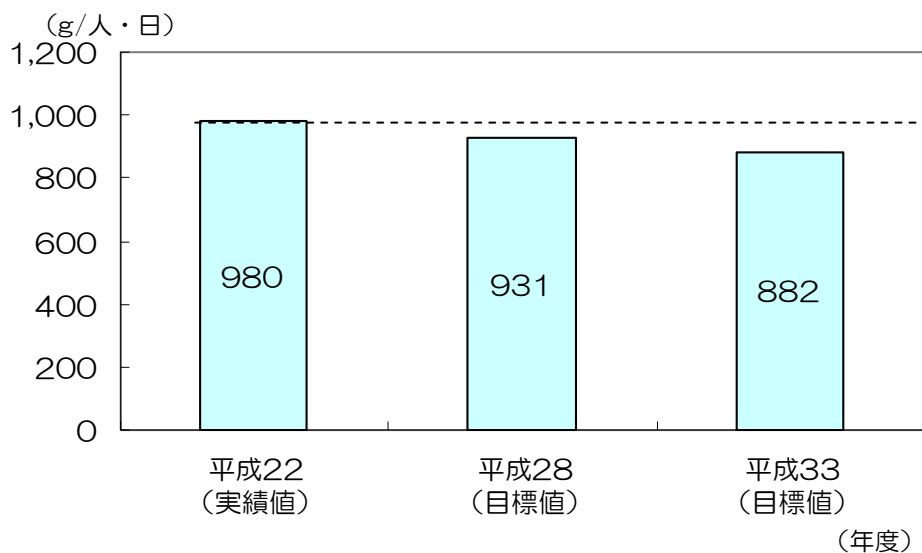
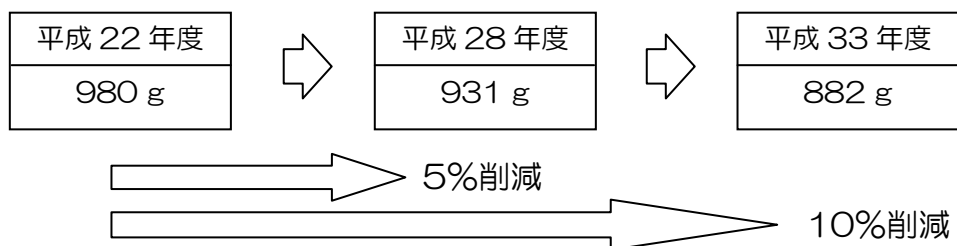


図 2.12 1人1日あたりのごみの総排出量の数値目標

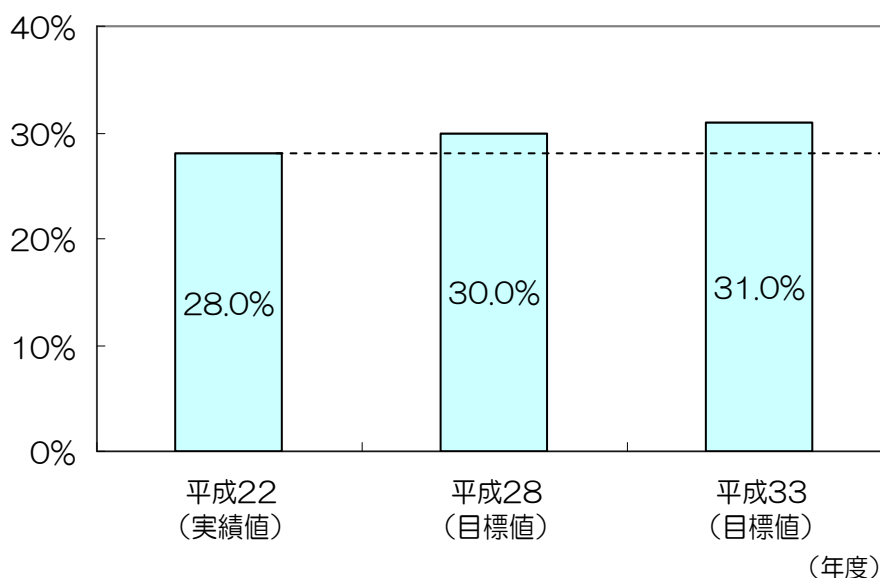
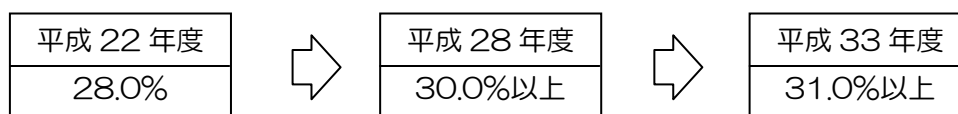
②再生利用率

「ごみ」として出されているものでも、きちんと分別し、処理がされれば資源となるものが多くあります。今ある資源を有効に活用し、新たな資源の消費を抑え、温室効果ガスの抑制など環境負荷を軽減するためにも、再生利用率を向上させることが必要です。

再生利用率は単純予測結果では、今後低下する傾向が見られますが、再生利用率の向上のための施策を重点的に推し進め、平成 28 年度は千葉県の数値目標である 30.0%以上、平成 33 年度はさらに 1%の増加の 31.0%以上を目指します。

[再生利用率の数値目標]

再生利用率を平成 33 年度までに **31.0%以上**にすることを
目指します。



※再生利用率：(選別資源量+団体回収量+スラグ・メタル) / 総排出量×100

図 2.13 再生利用率の数値目標

③最終処分量

本市はごみを溶融処理しているため、最終処分量が少なく、過去5年間の推移（表 2.8 参照）をみても、大きく削減することは難しい状況にあります。しかし、現在、ごみの最終処分については、他地域へ運搬し埋立て処分を行っている状況にあることから、今後ごみの減量に努め、最終処分量を削減していく必要があります。

削減目標は、ごみの総排出量の削減をもとに、平成 28 年度は 1,499 t、平成 33 年度は 1,416 t の最終処分量を目指します。

[最終処分量の数値目標]

最終処分量を平成 28 年度は 1,499 t、平成 33 年度までに 1,416 t を目指します。

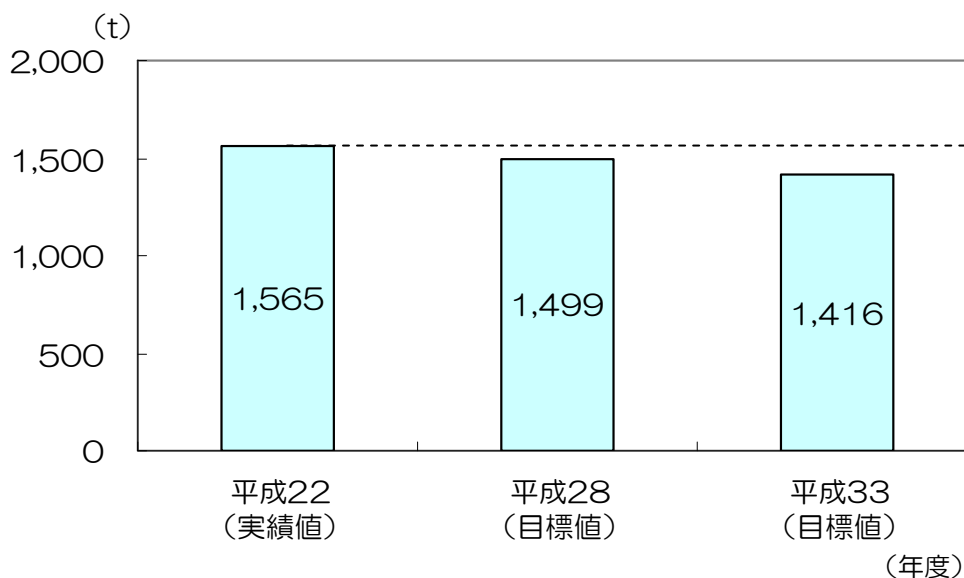


図 2.14 最終処分量の数値目標

7 再生利用率の向上のための施策（基本方針1）

(1) これまでの取り組みについて

前回計画において、資源化を推進するための取り組みを行ってきました。今後は、前回の計画で行った施策について検証した結果をもとに、効果的な取り組みを推進し、再生利用率の向上を目指していきます。

表 2.19 再生利用率の向上のための施策

施 策
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ収集処理の有料化の検討 ・ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討 ・古紙の分別徹底 ・大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ ・リサイクルプラザでの再生・販売の推進 ・リサイクル体験教室を通じた再生利用の推進 ・子どもに対する環境学習の充実

(2) 他自治体の取り組み

他自治体が行っている、再生利用率向上のための施策の一部を表 2.20 に示します。

表 2.20 他自治体の取り組み（再生利用率の向上）

	施 策	具体的内容
1	ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大	これまでごみとして排出していたものを資源物として回収する。
2	団体資源物回収システムの拡充	回収品目の見直しや集合住宅に対する啓発
3	事業系ごみの収集・運搬許可業者に対する分別・資源化要請	事業系ごみの収集運搬業者に対して、回収方法（分別回収）の見直しの要請等
4	再資源化ルートの確保やリサイクル体制の整備	これまで焼却処理等していたものに関して、再生利用する方法を研究する。
5	ごみ分別およびリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入	適切なごみ分別方法について指導を行うアドバイザーを養成し、地域で活動を行ってもらう。
6	古紙の徹底分別	雑紙用のリサイクル袋等を用意し、燃えるごみの中に混入している雑紙を可能な限り分別する。
7	資源物持込施設設置の検討	資源物を直接持ち込みできる施設を設置する。
8	資源化業者への支援	市内で廃棄物の資源化を行っている企業等について支援を行い、再生利用率の向上を促す。

※関東近県より人口がおおむね 10 万～20 万人の都市を対象に調査を行った。

(3) 本市において効果的な施策

これまでの本市の取り組みおよび他自治体の取り組みを参考に、本市においても、有効的で再生利用率に効果が高いと思われる施策を挙げました。

① 家庭ごみ収集処理の有料化による効果等の研究

具体的方法	“燃えるごみ”・“燃えないごみ”について、有料指定袋などにより有料化を図る。一方で、資源物についての分別が促進され、資源物の割合が増加するものと考えられる。
期待される効果	すでに有料化を導入している他自治体では、ごみの排出量が減少するとともに、再生利用率についても1～3割向上している自治体もある。また、手数料収入を施設整備費、収集処理費、啓発事業費などの清掃関連の費用として活用することができる。
実施に際しての検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の徴収方法、料金水準 ・経済的弱者への対応 ・導入にあたっての市民への説明 ・導入時の市民への周知方法 など
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量に応じた料金を徴収することで、負担の公平化が図られる。 ・ごみ排出量の減量についての効果が期待できる。 ・ごみ処理について市民の関心が高まり、循環型社会に向けて転換していくための効果的な手段となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民負担が増加する。 ・不法投棄の増大が懸念される。 ・ルールを守らない排出が増え、負担の不公平感が増長される懸念がある。

② ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討

具体的方法	燃えるごみとして回収しているペットボトル以外のプラスチックを分別し、資源物として収集・再生利用することにより、再生利用率の向上が期待できる。
期待される効果	平成22年度の実績において、年間約45,000t発生している燃えるごみのうち、約24%がプラスチック類となっている。現在焼却処理しているプラスチックの一部を再生利用することにより、再生利用率の向上が期待できる。
実施に際しての検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法の変更 ・資源物の処理ラインの変更 ・プラスチックの再生利用方法の検討
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融施設での処理量が低減される。 ・プラスチックの資源化が推進される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの割合が減り、燃えるごみの発熱量が低下することから、助燃材であるコークス使用量が増加し、処理費用および環境負荷が増大する可能性がある。 ・収集区分が増えることにより収集費用が増加する。 ・市民への負担が増加する。

③古紙の徹底分別

具体的方法	雑紙用のリサイクル袋（紙袋）を作成し、これまで燃えるごみとして排出されていた雑紙を、資源物として回収することによって、再生利用率の向上を図る。
期待される効果	平成 22 年度の実績において、年間約 45,000 t 発生している燃えるごみのうち、約 50%が紙類となっている。全ての紙類を資源物として回収することは難しいが、現在焼却処理している紙類の一部を再生利用することにより、再生利用率の大きな向上が期待できる。
実施に際しての検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雑紙用のリサイクル袋（紙袋）の経費 ・雑紙用のリサイクル袋（紙袋）の配布方法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の資源化が推進される。 ・ごみ量が減少する。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・雑紙用のリサイクル袋（紙袋）の作成経費がかかる。 ・コークス使用量が増加し、処理費用が増大する可能性がある。

(4) 本市において継続して取り組む施策

今後も本市において継続して取り組んでいく施策を挙げました。

① 大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ

具体的方法	大型店、スーパー等の多量排出事業者については、減量化・資源化計画書を毎年提出し、計画的にリサイクルに取り組んでもらう。市としては、直接訪問するなどしてリサイクル運動を働きかける。
期待される効果	減量化・資源化計画を策定し、取り組んでもらうことで、リサイクルの推進が図られる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化が推進される。 ・ごみ量が減少する。
課題	・大型店・スーパー等との協働による施策展開

② リサイクルプラザでの再生・販売の推進

具体的方法	「ごみ」として出されたものをリサイクルプラザにおいて修理等により再生させ、販売を行う。
期待される効果	「ごみ」の減量化、リサイクル意識の高揚が図られる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化が推進される。 ・ごみ量が減少する。
課題	・現地への交通手段が不便である。

③ リサイクル体験教室を通じた再生利用の推進

具体的方法	リサイクル体験教室を開催し、市民の方々が楽しみながら、リサイクルについて学んでもらう。
期待される効果	リサイクル意識の高揚が図られる。
メリット	・資源化が推進される。
課題	・現地への交通手段が不便である。

④ 子どもに対する環境学習の充実

具体的方法	小学校4年生における教育の中で、清掃工場の見学を通して、実際に見て感じてもらいながら、本市の清掃行政の状況を学んでもらう。
期待される効果	子ども自身のごみに対する興味・関心が生まれるとともに、子どもを通して親の環境意識の高揚が図られる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみへの関心が高まることにより、資源化が推進する。 ・ごみ量が減少する。
課題	・小学校4年生で学習した後の継続的な学習

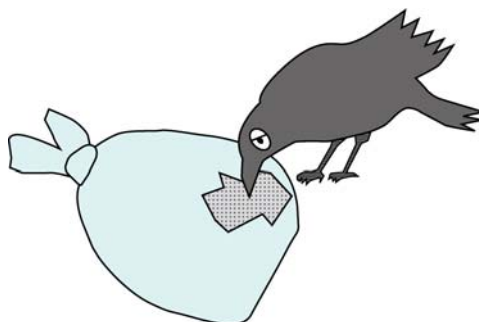
8 排出ルール徹底のための施策（基本方針2）

(1) これまでの取り組みについて

前回の計画において、排出ルール徹底のための取り組みを行ってきました。今後は、前回の計画で行った施策について検証した結果をもとに、効果的な取り組みを推進し、排出ルールの徹底を行っていきます。

表 2.21 排出ルール徹底のための施策

施 策
<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋の義務化 ・分別、ごみ減量、資源化にかかる啓発の推進 ・集積所の適正な管理等に関する指導 ・自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別排出指導



(2) 他自治体の取り組み

他自治体が行っている、排出ルール徹底のための施策の一部を表 2.22 に示します。

表 2.22 他自治体の取り組み（排出ルール徹底のための施策）

	施策	具体的内容
1	市指定ごみ袋の義務化	レジ袋等の指定ごみ袋以外でのごみの排出を禁止し、市指定のごみ袋での排出を義務化することにより、分別ルールの徹底を図る。
2	ごみ袋に氏名等の記載	排出するごみ袋に氏名を記載し、排出者を明確にすることによって、排出ルールの徹底を図る。
3	地域ボランティアによる廃棄物管理	地域が一体となって、ごみ排出の監視をすることにより、排出ルールの徹底を図る。
4	ごみ出し曜日等情報メールの配信	登録者に当日排出できるごみ種類等のメールを送付することにより、排出ルールの徹底を図る。
5	戸別収集の導入	事業費の増加が想定されるものの、ごみ排出者を明確にすることにより、ごみの分別等の排出ルールが徹底される。

(3) 本市において効果的な施策

これまでの本市の取り組みおよび他自治体の取り組みを参考に、本市において有効的で効果が高いと思われる施策を挙げました。

①市指定ごみ袋の義務化

具体的方法	本市では市指定ごみ袋はあるものの、現状では、透明・半透明（レジ袋等）によるごみの排出も可能となっている。そこで、市指定ごみ袋の使用を義務化することにより、分別ルールの徹底を図るとともにごみの減量化を進める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋を購入することとなり、ルール通りの分別がされる。 ・指定ごみ袋を使用することにより、ごみに対する意識が向上する。
実施に際しての検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋以外で排出された際のルール整備 ・市民への周知方法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のごみ分別意識の向上によりごみが減少する。 ・レジ袋の抑制効果が期待できる。 ・収集作業の安全性・効率性が確保される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の負担が増加する。 ・今まで使用していたレジ袋が燃えるごみとして出される。

②ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進

具体的方法	広報紙・HPによる情報発信を充実させることに加え、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民の方々と対話する機会を設けるとともに、学校と連携し、子どもに対する教育を充実していく。
期待される効果	排出者である市民・事業者のごみ分別の意識が高まり、ルール通りの分別が行われるとともに、ごみの減量化が図られる。
実施に際しての検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的、効率的な手法 ・市民への周知方法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者のごみ分別意識の向上 ・ごみ減量、資源化の促進が図られる
デメリット（課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守らない方への指導

(4) 本市において継続して取り組む施策

今後も本市において継続して取り組んでいく施策を挙げました。

①集積所の適正な管理等に関する指導

具体的方法	広報紙によるごみの出し方の周知やホームページにごみの出し方 50 音別分類表・地区別収集カレンダー等を掲載し、ごみの出し方の周知やマナーの徹底を図り、また、必要に応じて職員によるパトロールや直接指導を行う。
期待される効果	排出者である市民・事業者のごみ分別意識が高まり、ルール通りの分別が行われるとともに、ごみの減量化が図られる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者のごみ分別意識の向上 ・ごみ減量、資源化の促進が図られる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守らない方への指導 ・不法投棄に対する対応

②自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別排出指導

具体的方法	ごみの自己搬入の際、受付において搬入者住所の確認を徹底するとともに分別排出の指導を行う。
期待される効果	他市のごみの搬入を防ぐとともに、排出者である市民・事業者のごみの分別意識が高まり、ルール通りの分別が行われる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者のごみ分別意識の向上 ・資源化の促進が図られる
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守らない方への指導

9 効果的な施策の工程モデル

先に検討した、基本方針の実現のために効果的な施策に関して、実施に至るまでの工程モデルを示します。

“家庭ごみ収集の有料化”については効果的な施策であります。しかし、市民への説明など慎重な検討が必要であると考えています。

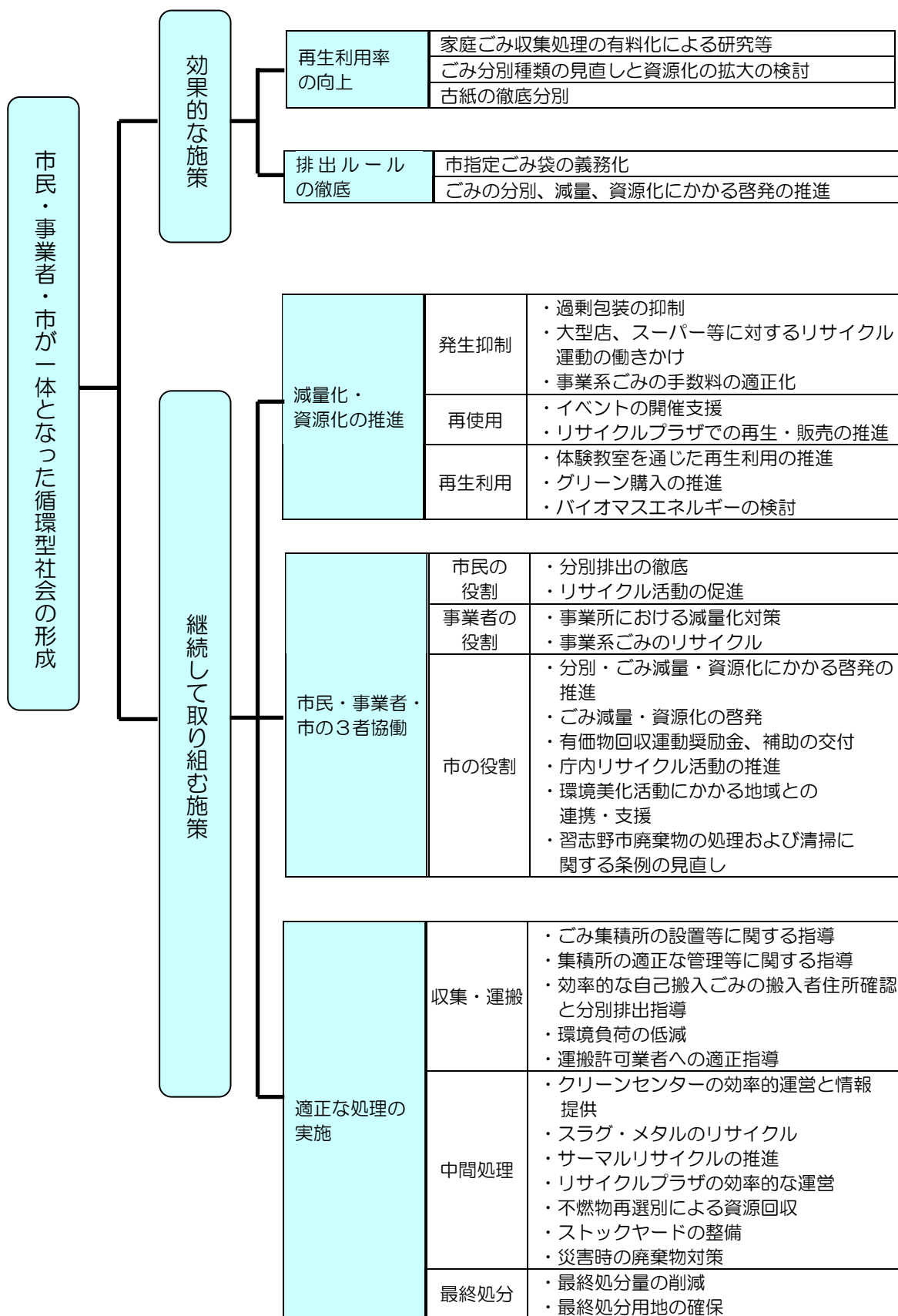
表 2.23 本市において効果的な施策

基本方針	具体的施策
再生利用率の向上のための施策	・家庭ごみ収集処理の有料化
	・ごみ分別種類の見直しと資源化拡大
	・古紙の徹底分別
排出ルール徹底のための施策	・市指定ごみ袋の義務化
	・ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進

表 2.24 ごみの減量効果が高い施策の実施に至るまでの工程モデル

	年度	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ収集処理の有料化 市指定ごみ袋の義務化 	検討会・審議会 (有料化の是非について・具体的運用について)	●	●				
	議会への上程 市民への周知		●	●	---	(周知)	---
	運用			●	●	●	●
<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別種類の見直しと資源化拡大 	具体的運用についての検討	●	●				
	施設の整備 (ストックヤード等)		●	●	●		
	市民への周知			●	●	---	---
	運用				●	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 古紙の徹底分別 ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発 	具体的運用についての検討	●	●				
	市民への周知		●	●	---	---	---
	運用		●	●	●	●	●

10 施策体系



11 効果的な施策実施後のごみ発生量

家庭ごみ収集処理の有料化をはじめとした、表2.23 に示した施策を実施した時のごみ量の予測は、表2.26 のとおりとなります。

表 2.25 予測条件

施 策	効 果
・家庭ごみ収集処理の有料化	家庭ごみ 10%削減
・ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大	プラスチックごみ 10%減少 ⇒資源物が増加
・古紙の徹底分別	燃えるごみ中の紙ごみ 10%減少 ⇒資源物が増加
・市指定ごみ袋の義務化	家庭ごみ 3%削減
・ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	家庭ごみ 1.5%削減

表 2.26 効果的な施策実施後のごみ量の予測

	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
1人1日あたりのごみの総排出量	980 g/人・日	906 g/人・日	866 g/人・日
再生利用率	28.0 %	33.8 %	33.2 %
最終処分量	1,565 t	1,499 t	1,416 t

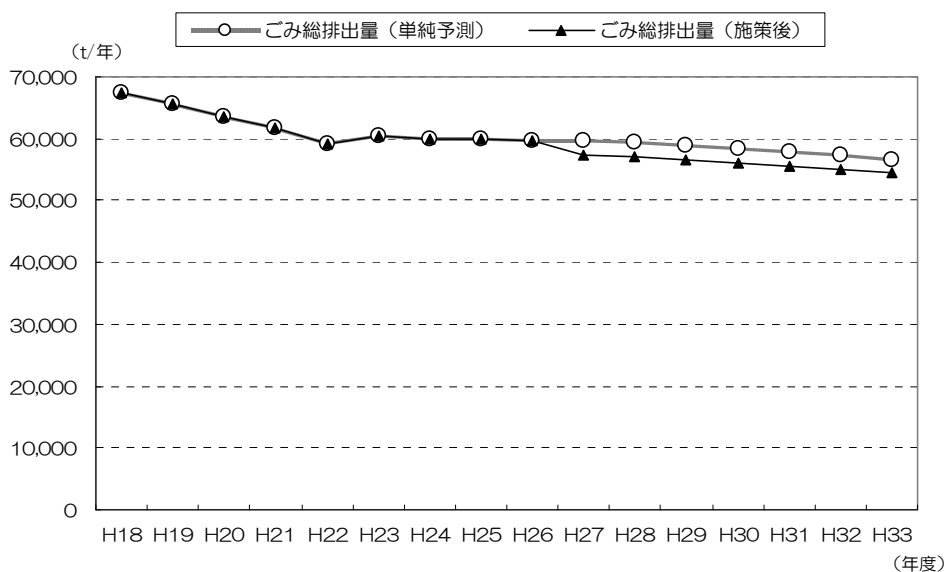


図 2.15 将来ごみ排出量の予測の比較

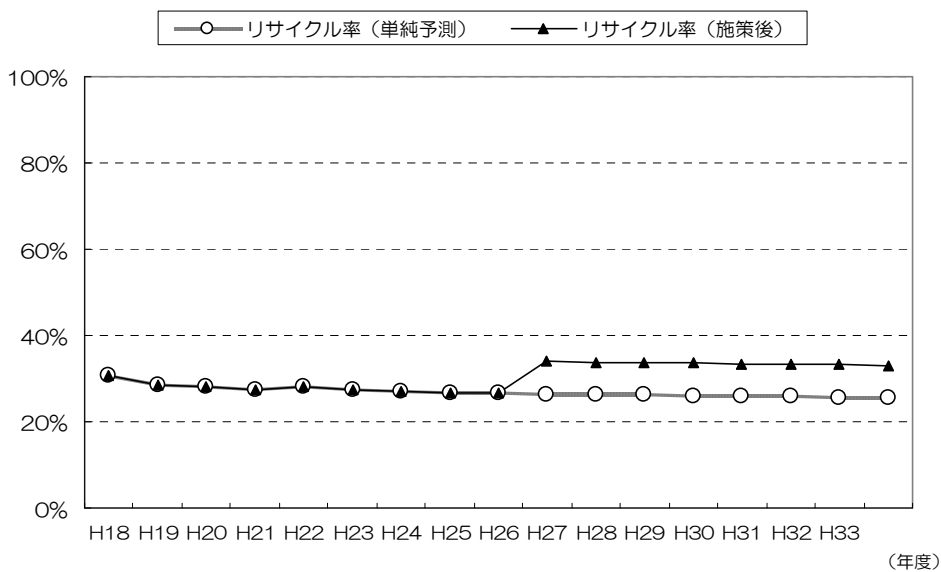


図 2.16 リサイクル率の予測の比較